

岩手県告示第 429 号

公有水面埋立法（大正 10 年法律第 57 号）第 2 条第 2 項の規定により、公有水面の埋立てについて次のとおり免許の出願があった。

なお、同法第 3 条第 1 項の規定により、当該出願に係る関係書類を平成 19 年 5 月 18 日から同年 6 月 8 日まで岩手県農林水産部漁港漁村課及び宮古地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。

平成 19 年 5 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 免許の出願をした者の住所及び名称

- (1) 住所 盛岡市内丸 10 番 1 号
- (2) 名称 岩手県

2 埋立区域

- (1) 位置 宮古市音部第 4 地割 88 番地先水面
- (2) 区域 音部漁港の既設防波堤の突端にある基準点を基点とし、基点から 115 度 48 分 29 秒 203.98 メートルの点を 1 点とし、1 点から 334 度 45 分 47 秒 200.00 メートルの点を 2 点とし、2 点から 64 度 45 分 47 秒 27.00 メートルの点を 3 点とし、3 点から 154 度 45 分 47 秒 200.00 メートルの点を 4 点とし、1 から 4 までの各点を順次に直線で結んだ線及び 4 点と 1 点を結ぶ平成 11 年 9 月 6 日付け岩手県指令漁港第 237 号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線(DL+1.50 メートルにより決定)により囲まれた区域
- (3) 面積 5,399.64 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

- (1) 位置
 - ア 2(1)と同じ。
 - イ 埋立地に築造する、護岸より 120 メートル以内及び物揚場より 80 メートル以内の海面
- (2) 区域 別紙図面のとおり。
- (3) 面積 72,641.75 平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

5 埋立てに関する工事の施行に要する期間

- (1) 着手期間 免許の日から起算して 90 日以内
- (2) しゅん功期間 着手の日から平成 24 年 3 月 31 日まで

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県農林水産部漁港漁村課及び宮古地方振興局水産部漁港漁村課に備えておいて縦覧に供する。